

安全で快適な生活環境を目指して

ごみ屋敷にしない・させないために

～平成28年4月 豊田市不良な生活環境を解消するための条例を施行しました～

① 不良な生活環境とは？

ごみ屋敷、動物の多数飼育、樹木又は雑草の繁茂が原因で、害虫の発生、悪臭の発生、又は火災や通行上の危険性が生じるなど衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っていることをいいます。



ごみ屋敷



動物の多数飼育



雑草・樹木の繁茂

② 不良な生活環境にならないために・・・

土地や建築物等の管理は、所有者や管理者の責任です。ごみ屋敷等の不良な生活環境を生じさせないよう適正な管理に努めなければなりません。また、既に不良な生活環境を生じさせている場合は、速やかにその状態を解消しなければなりません。

③ 不良な生活環境解消のための支援

不良な生活環境を解消する責任は、原則、その原因者にあります。しかし、原因者だけでは解消が著しく困難であると認められるときには、市や地域、関係機関などが協力して支援を行います。

専門家

意見

市・関係機関

- ・家庭訪問
- ・生活相談
- ・環境改善の説得 など

■ 関係機関
民生委員
包括支援センター 等

協力・連携

支援

支援

原因者

住民組織等

- ・見守り
- ・声掛け
- ・ごみ処理 など

■ 住民組織
自治区・区民
老人会 等

原因者が地域で孤立しないよう、
地域と行政が連携しながら、支援を進めてまいります。

